

## 院外広報紙作成等業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、院外広報紙作成等業務について、より魅力的な広報紙を制作することを目的として、プロポーザル方式により広く事業者から提案を募り、技術力及び実績の確実な者を契約の候補者として選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 院外広報紙作成等業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙「院外広報紙作成等業務委託仕様書」のとおり

### 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 4 見積限度額 1,479,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 スケジュール

項目	日程	備考
(1) 公募開始	令和5年1月27日（金）	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(2) 質問書の受付期限	令和5年2月3日（金） 17時（必着）	経営企画課あて メールで送付
(3) 質問書への回答期限	令和5年2月10日（金） （随時回答）	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(4) 参加申込・サンプル等の提出期限	令和5年2月24日（金） 17時（必着）	経営企画課あて 持参または郵送
(5) 選定結果通知	令和5年3月17日（金） 予定	・申込者あてメールで送付 ・川口市及び川口市立医療センターホームページで公表

### 6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。なお、参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出日とする。

- (1) 川口市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 令和5年度川口市物品入札参加資格審査申請がされていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和5年2月24日（金）17時まで（時間厳守、郵送の場合必着）  
※期間外の提出は受け付けない。
- (2) 提出書類 ①プロポーザル参加申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・1部  
②業務実績調書（様式第2号）・・・・・・・・・・1部  
③仕様書に基づき作成したサンプル、または過去に作成した広報紙もしくはそれに準ずるもの（※）（以下「サンプル等」と言う）・・・・・・・・・・10部  
※カラー印刷で「表紙」「主要ページ」「裏表紙」のあるもの。（綴じ・折りなどの加工法は問わない）  
④見積書（様式第3号）・・・・・・・・・・1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送  
・持参の場合は、平日9時から17時まで  
・郵送の場合は提出期限（必着）を厳守。郵便事故等についての異議申立ては受け付けないものとする（書留郵便等配達記録の確認ができる方法を推奨）。
- (4) 提出先 経営企画課（「15担当事務局」に記載の提出先）

## 8 質問回答

- (1) 質問方法 質問書（様式第4号）に本プロポーザルに関する質問事項を記載のうえ、

メールで送付

※電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

※メールの件名及びファイル名は「広報紙作成業務プロポーザルに関する質問（企業名）」とすること。

- (2) 質問書送付先 経営企画課（「15担当事務局」に記載のメールアドレス）
- (3) 質問受付期間 令和5年2月3日（金）17時まで
- (4) 質問回答期限 令和5年2月10日（金）（随時回答）
- (5) 回答方法 川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載（随時）
- (6) 本プロポーザルと直接関係のない質問、単なる意見表明及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

## 9 選定基準

評価項目	評価の視点	配点	
1	業務実績	本業務遂行にあたり、類似業務の十分な実績や経験はあるか。	10
2	企画提案	(表紙・裏表紙) ・目を引くデザインとなっているか。 ・読者に手に取ってもらうための工夫がなされているか。	10
		(主要ページ) ・記事の配置や見出しなど、紙面全体のバランスが取れているか。 ・記事の内容が伝わりやすいか。 ・イラストや写真を効果的に配置しているか。	40
		(全体) ・誤字・脱字などがいないか。 ・読みやすいフォントの工夫がなされているか。 ・全ページを通して統一感が保たれているか。	30
3	経費	見積金額により配点する	10

## 10 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、サンプル等の審査により行う。  
審査は、当院職員により構成する広報委員会委員が行う。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先する。見積書の金額が同額の場合は、選定者である広報委員の多数決により順位を決定する。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとも

に、その参加申込を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出した者

イ 虚偽の内容が記載されている者

ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

#### 1 1 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、参加者全者に次の事項を書面で通知するとともに、川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載する。また、失格となった場合は別途通知する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

#### 1 2 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市立医療センターから指示があった場合を除き認めない。

#### 1 3 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (4) 令和5年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていることを条件として契約を締結する。
- (5) その他契約に関する条項は川口市病院事業契約規程による。

#### 1 4 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市立医療センターに請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第5号）

- を提出するものとする。
- (3) サンプル等の著作権は、そのサンプル等を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者のサンプル等については、事前に通知することにより川口市立医療センターが無償で使用できるものとする。
  - (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者のサンプル等における虚偽又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
  - (5) 本件に係る契約は、令和5年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 5 担当事務局（問い合わせ・書類等提出先）

川口市立医療センター経営企画課企画係

所在地：〒333-0833 川口市西新井宿180 川口市立医療センター2階

電話：048-280-1524

メールアドレス：170.01500@city.kawaguchi.saitama.jp